

消費税の概要

～インボイスの手続・要件～

令和4年11月作成



今回は「インボイス（適格請求書）」制度の適用を受けるための手続き、適用を受ける場合の処理について簡単にお話したいと思います。

まず、インボイス制度が開始するのは令和5年10月からです。しかし、インボイス制度の開始と同時にインボイスを発行するためには令和5年3月末までに登録申請をしなければなりません。申請方法としては書面による方法（郵送のみ）とE-taxを利用する方法があります。また、申請自体は個人も法人も同一の書式を使うのですが、**個人の場合、基本的には事業主の氏名等が登録され公表されることとなります。**別途手続きをすることにより屋号を公表することもできます。個人名とお店の名前や所在地が異なる場合には屋号を公表しないと誰のことかわからなくなってしまうかもしれませんので、屋号も併せて公表するほうが良いでしょう。ただし、**注意点は公表登録できる屋号は一つだけという制限があります。**複数のお店や事業を個人で行っている場合には困ることが予想されます。制度・手続きの詳しい説明については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

さて、ではインボイスとはどのような点に注意する必要があるのでしょうか。具体的には右記のような記載が必要になります。ほとんどの場合**今までの書式と変わらないことが多いと思いますが注意が必要なのは①登録番号④⑤の税率ごとの消費税の額の記載**でしょう。登録番号は事業者名の横や下に追記すれば問題ないです。税率ごとの金額は単一税率の売上の場合には税率の表記だけすれば要件を満たしますが、**食品や雑貨等複数の税率の商品を扱う場合は別々に記載**しなくてはなりません。登録番号の表記などは事後的にゴム印や手書きで追記することでも構いませんが、税率ごとの区分表記ができない場合には様式の変更やシステムの変更等を検討する必要があります。制度開始直前になって慌てないように早めに対応可能かどうか確認してください。また、八百屋さんや文房具店等不特定多数の者と取引する業種の場合、「適格簡易請求書」での対応も出来ます。具体的には上記⑥交付を受ける事業者の名称の記載を省略することが出来ます。一般的なレシートのイメージとえばわかりやすいでしょう。それ以外の①～⑤の記載は必要になりますので注意してください。

①インボイス発行者の名称及び登録番号

請求書

●●株式会社御中 ○×商店
登録番号: T1234567890123

⑥交付を受ける事業者の名称 ××年○月△日
△月分

日付	内訳	金額
△/5	※小麦粉 5kg	500
△/8	※砂糖 3kg	600
△/12	※パッケージSサイズ 10パック	1,000

②取引年月日 ③取引内容及び税率区分

※: 消費税8%対象品

	合計(税抜)	消費税
8%対象	1,100	88
10%対象	1,000	100
合計	2,100	188

④税率及びそれぞれの合計額 ⑤税率ごとの消費税